

葉山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年葉山町条例第29号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年9月6日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

#### 提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、共生型地域密着型介護予防サービスの事業の基準について、条例で定める必要があるため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

葉山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年葉山町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の次に「第115条の12の2第1項並びに」を加える。

第2条中「もののほか」の次に「、指定地域密着型介護予防サービス（共生型地域密着型介護予防サービスを含む。）の事業に係る基準は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

介護保険法の改正により、共生型地域密着型介護予防サービスの事業の基準を市町村条例で定めることとなったことに伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 趣旨規定に、共生型地域密着型介護予防サービスの基準を規定する根拠条文を加えることとした。
- ( 2 ) 共生型地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準については、指定地域密着型介護予防サービスに係る現行の規定と同様の内容で定めることとした。

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護  
 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例            平成24年12月20日条例第29号            (趣旨)</p>	<p>葉山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例            平成24年12月20日条例第29号            (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12の2第1項並びに第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。            (人員、設備及び運営に関する基準)</p>	<p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。            (人員、設備及び運営に関する基準)</p>
<p>第2条 この条例に定めるもののほか、<u>指定地域密着型介護予防サービス(共生型地域密着型介護予防サービスを含む。)</u>の事業に係る基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)に従うものとする。</p>	<p>第2条 この条例に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)に従うものとする。</p>